

第 2 次大町町男女共同参画計画

大町町 DV 被害者支援基本計画

令和 3 年 3 月

大 町 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1. 男女共同参画社会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第3章 計画の内容

- 基本目標1. 人権尊重と男女平等意識の確立・・・・・・・・・・・・・5
 - 重点課題（1）人権尊重と男女平等意識の啓発・・・・・・・・・・・・・5
 - 重点課題（2）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上・・・・・9
 - 重点課題（3）政策等の立案及び決定過程への男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・9
 - 重点課題（4）国際協調のもとでの男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・11
- 基本目標2. 教育の場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・12
 - 重点課題（1）幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・12
 - 重点課題（2）社会教育における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・13
- 基本目標3. 家庭生活の場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・14
 - 重点課題（1）家事・子育て・介護などにおける固定的役割分担意識の
解消と支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 重点課題（2）多様な形態の家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - 重点課題（3）家庭内における暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

基本目標4. 就労の場における男女共同参画の推進	19
重点課題（1）農林業及び商工業など自営業における男女共同参画の推進 .	19
重点課題（2）男女がともに働きやすい環境づくり	20
重点課題（3）職場における暴力の根絶	23
基本目標5. 地域社会における男女共同参画の推進	23
重点課題（1）性別における固定的役割分担意識の解消	23
重点課題（2）地域活動における男女共同参画の推進	25
基本目標6. 健康で安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり	27
重点課題（1）高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり .	27
重点課題（2）安心・安全な環境づくり	28
重点課題（3）生涯を通じた健康づくり	28
第4章 計画の推進に向けて	
計画の推進に向けてのイメージ	30
付属資料（用語解説）	31
大町町DV被害者支援基本計画	34

第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画^{※1}社会とは

男女共同参画社会とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画社会基本法第2条）

この理念を実現するために、我が国では、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年（2000年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、就労形態の多様化など社会情勢の急速な変化に伴い、ライフスタイルが大きく変わる中、性別にかかわらず一人ひとりが個性や能力を十分に発揮し、豊かで活力ある社会を築くことは男女共同参画社会の実現に向けて全体で取り組むべき最重要課題となっています。

本町では、平成22年（2010年）2月に「大町町男女共同参画計画（大町町DV^{※2}被害者支援基本計画）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできましたが、依然として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っています。このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取組を推進するために「第2次大町町男女共同参画計画（大町町DV被害者支援基本計画）」を策定するものです。

3. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となります。

また、女性活躍推進法^{※3}第 6 条第 2 項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置付けられ、本町における女性活躍推進に向けた施策の指針となります。（該当箇所：基本目標 4）

さらに、計画の策定にあたっては、町の最上位計画である大町町総合計画をはじめ、他の関連計画及び国・県の関連計画との調合を図ります。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 か年とします。

ただし、社会情勢の変化や国・県の男女共同参画関連の制度改正などを考慮しながら必要に応じ、計画の見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

女性も男性もお互いが人権を尊重し、認め合い、支え合いながら、社会を構成する対等なパートナーとして、自らの意志でコミュニティ社会のあらゆる分野・活動に参画する機会が確保され、それぞれの個性や能力を十分に発揮でき、男女が人として輝いて生きることができる男女共同参画のまちづくりを目指します。

おたがい

男女の目線を合わせて共に築こう豊かなまちづくり

和衷協同～心をついに～

和衷とは心を同じくすること、協同とは力を合わせて物事を行うことであり、この言葉のように男女共同参画社会の実現のためには、お互いの心を同じくしてともに力を合わせ、ものごとに取り組みながらも、個々の力を発揮していくことが大切です。

2. 計画の基本目標

本計画の柱となる視点として、「人権」「平等」「教育」「家庭」「職場」「地域社会」などに分けるとともに、国が定める男女共同参画社会基本法及び本計画の理念に基づき、次の6つを基本目標に掲げて施策を立案し、推進します。

基本目標1. 人権尊重と男女平等意識の確立

基本目標2. 教育の場における男女共同参画の推進

基本目標3. 家庭生活の場における男女共同参画の推進

基本目標4. 就労の場における男女共同参画の推進

基本目標5. 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標6. 健康で安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

基 本 目 標	重 点 課 題
1. 人権尊重と 男女平等意識の確立	(1)人権尊重と男女平等意識の啓発 (2)男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー※4の向上 (3)政策等の立案及び決定過程への男女共同参画の推進 (4)国際協調のもとでの男女共同参画の推進
2. 教育の場における 男女共同参画の推進	(1)幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進 (2)社会教育における男女共同参画の推進
3. 家庭生活の場における 男女共同参画の推進	(1)家事・子育て・介護などにおける固定的性別役割分担意識※5 の解消と支援の充実 (2)多様な形態の家庭への支援 (3)家庭内暴力の根絶
4. 就労の場における 男女共同参画の推進	(1)農林業及び商工業など自営業における男女共同参画の推進 (2)男女が共に働きやすい環境づくり (3)職場における暴力の追放
5. 地域社会における 男女共同参画の推進	(1)性別による固定的役割分担意識の解消 (2)地域活動における男女共同参画の推進
6. 健康で安心・安全に暮 らせる男女共同参画の まちづくり	(1)高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり (2)安心・安全な環境づくり (3)生涯を通じた健康づくり

第3章 計画の内容

基本目標1. 人権尊重と男女平等意識の確立

重点課題(1) 人権尊重と男女平等意識の啓発

(現状と課題)

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。

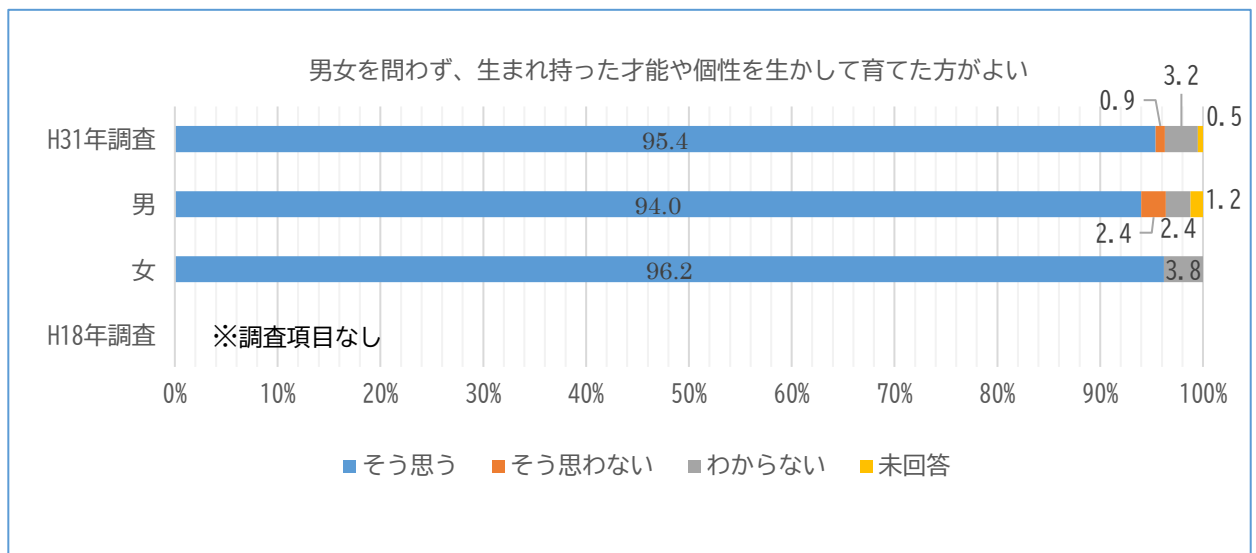
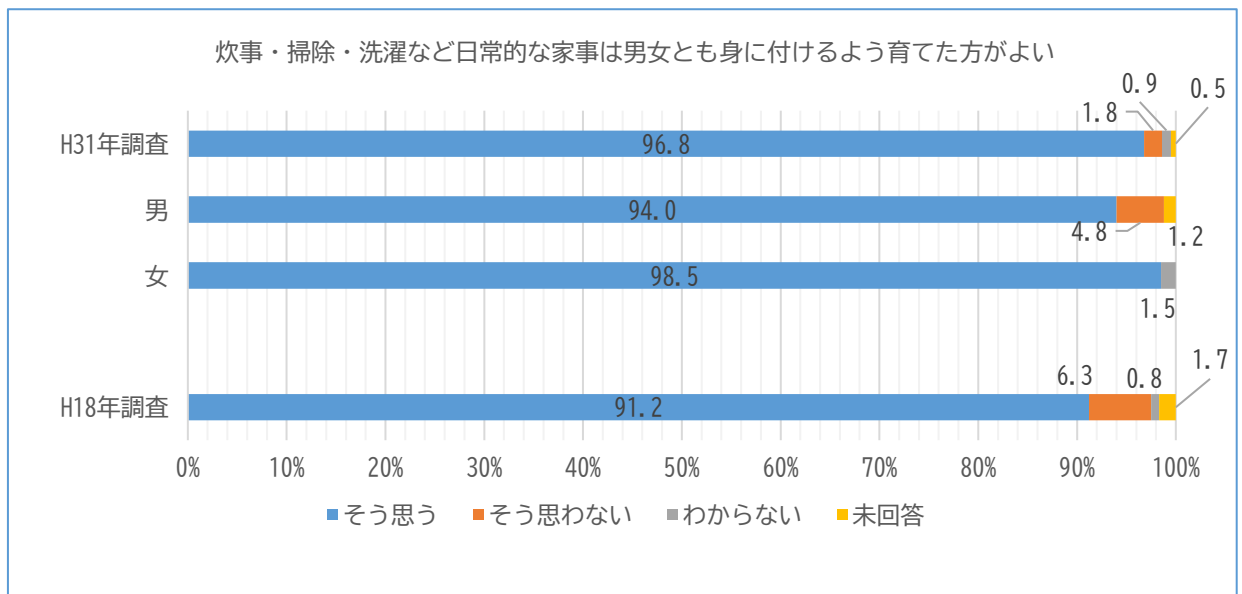
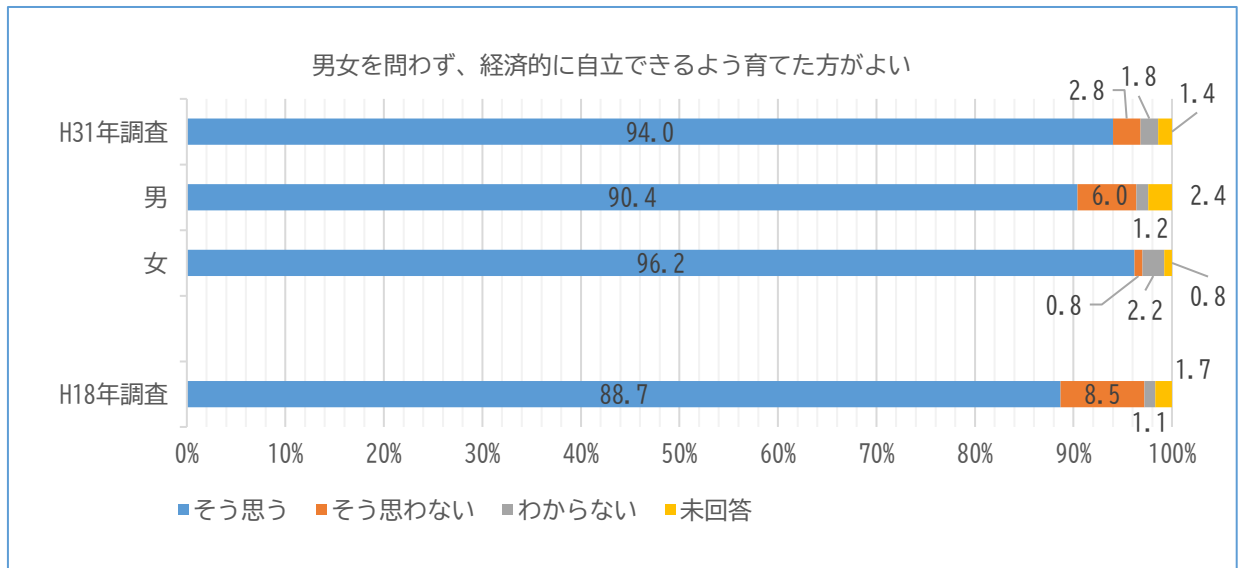
育児休業法をはじめ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの制定や改正など、法律や制度の面での充実が図られる一方で、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、社会通念や慣習、しきたりの面で、無意識のうちに性別によって固定的な役割が決まっていることが、世の中には数多くあり、男女共同参画社会の推進を妨げる一要因となっています。

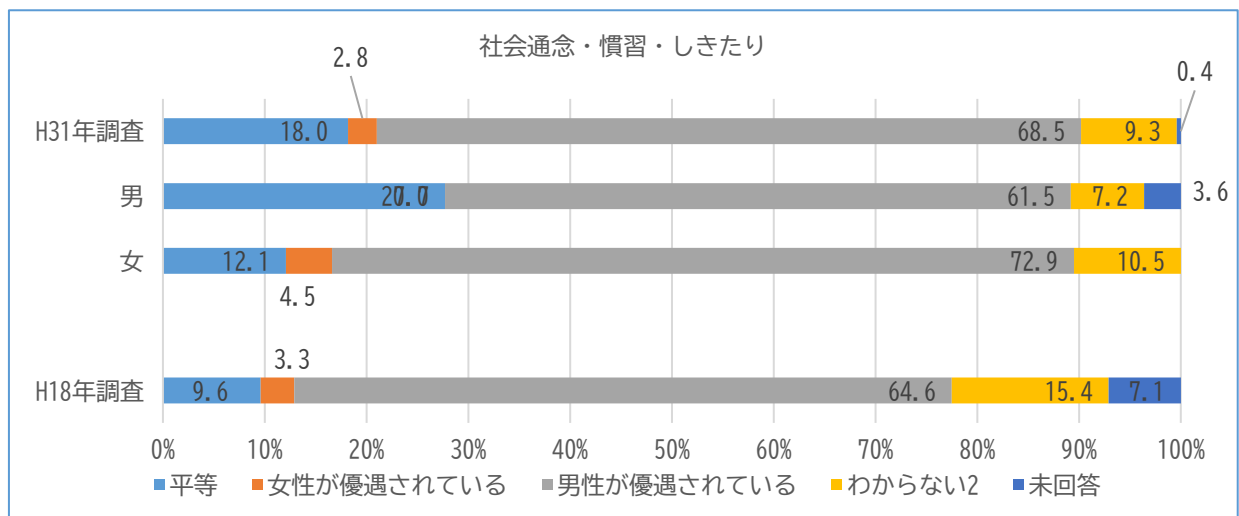
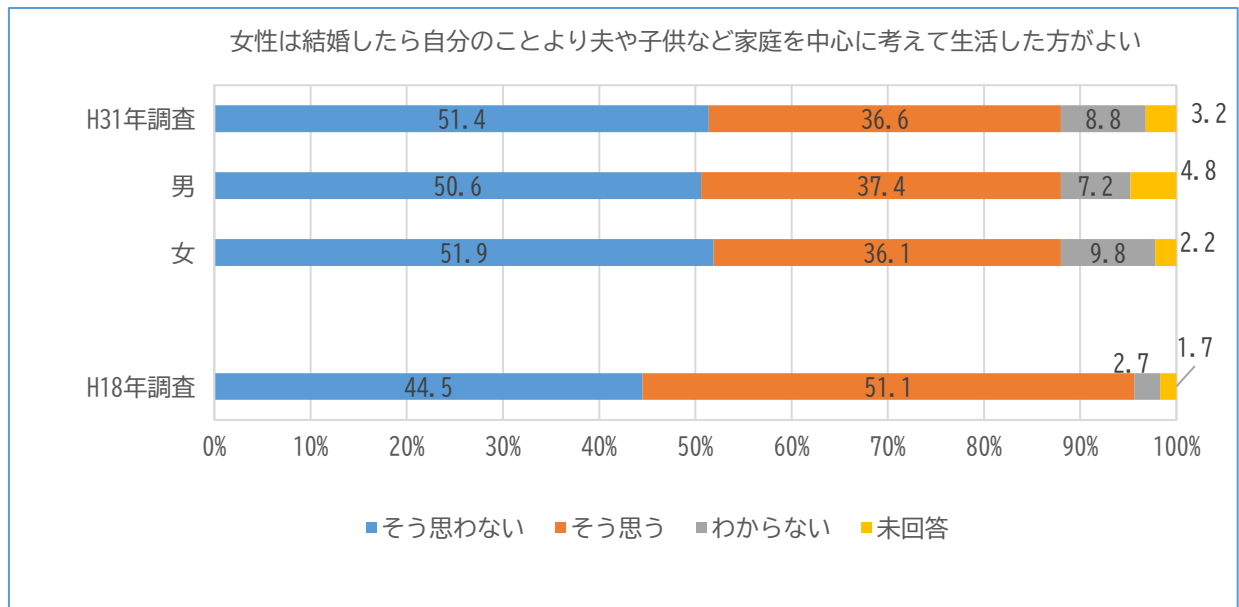
町民アンケートによる意識調査においては、「男女を問わず経済的に自立できるよう育てた方がよい」や「炊事・掃除・洗濯など日常的な家事は男女とも身に付けるよう育てた方がよい」「男女を問わず、生まれ持った才能や個性を生かして育てた方がよい」などの考え方に対する肯定意見が男女とも9割以上を占めていますが、「女性は結婚したら自分自身のことより、夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活した方がよい」との考え方においては、男女とも僅かではありますが否定的意見（そう思わない）が上回り以前と比べると少し考え方が変わってきているようです。また、男女の地位の平等感に関する項目においては、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、「男性の方が優遇されている」という考え方が男女とも半数以上を占めており、依然としてジェンダー（社会的文化的につくり上げられた性）※6に基づく偏見や固定的な性別役割分担意識が見受けられます。

「男らしさ」「女らしさ」を否定するということではなく、固定的な男女の役割分担意識を見つめ直す機会をつくり、また、男女の性別にかかわる基本的な認識として性的マイノリティ（性的少数派）※7への配慮を忘れず、かけがえのない一人の人間として、男女が対等な立場の中で、それぞれの個性を発揮しながら、ともに責任を分かち合い、担っていくことができるようにするための意識改革が必要です。

具体的施策	主管課
1. 男女の人権を尊重した表現の浸透 ①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等において、男女の役割の固定化や不平等に繋がる表現等に十分配慮し、男女平等と人権尊重の視点に立った表現に努めます。 2. 相談窓口の周知徹底 ①現在行われている人権相談、無料法律相談等の開催日時等を一人でも多くの人の目に触れるように町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用して、更なる周知徹底を図ります。 3. 広報・啓発活動の推進 ①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用した男女共同参画に関する情報の提供に努めます。また、学校や公民館図書室に人権及び男女共同参画関連の書籍等を充実させ、啓発を図ります。 ②広報・啓発活動などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な性、LGBT^{※8}等にも配慮した、わかりやすい表現に努めます。 4. 町職員研修会の実施 ①行政においては、男女共同参画推進の模範となることが期待されており、町職員に対し、男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、職員研修を実施します。 5. 講演会・講座などの開催及び情報提供の推進 ①男女共同参画に関する講演会・講座などを開催し、男女共同参画の意識の啓発を図ります。 ②女性のエンパワーメント^{※9}のための学習機会や情報を提供します。 6. 社会制度・慣行の見直しと意識づくり ①家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女が社会の一員として相互理解と、それぞれの性的・精神的個性も認め合いながら、対等な立場で意思表示や意思決定をし、自らの責任を果たせるよう、意識の啓発に努めます。	企画政策課 関係各課 企画政策課 教育委員会 関係各課 企画政策課 企画政策課 関係各課 企画政策課

【男女共同参画に関するアンケート（平成 31 年 2 月実施）】





重点課題（２） 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

（現状と課題）

高度情報通信化が急速に進展する中で、それを推進する大きな要因であるインターネットや SNS^{※10} などの多様化したメディアから発せられる情報は、私たちの意識に大きな影響を及ぼしています。

一方、一部のメディアにおいて、固定的性別役割分担意識に偏った表現や、性の商品化^{※11}、暴力表現といった主に女性の人権に対する配慮を欠いた表現も見受けられます。メディアがジェンダーを生みだし、それを固定化する大きな一要因となっているのも事実です。

また、メディアが発する情報がすべて正しいとは限らず、無意識のうちに偏った情報や故意に偏らせた情報は受け手に偏った影響を与えます。

これらのメディアから発せられる情報の受け手にとどまるのではなく、情報メディアを主体的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力、メディア・リテラシーを身につけることが重要な課題となっています。

具体的施策	主管課
1. メディア・リテラシーの情報提供と推進 ①インターネットや SNS などの利用時に、トラブルに巻き込まれないよう、安全な利活用の情報や学習機会の提供等を通して、メディア・リテラシーに関する啓発を行い、町民の関心を高めます。また、高度情報化に対応しながら、男女平等の人権の視点に立ち、適正なメディアの利活用のための学習機会の充実に努めます。	企画政策課 教育委員会

重点課題（３） 政策等の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

（現状と課題）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を持ち、活躍することができる社会の形成のためには、あらゆる分野における政策等の立案及び決定過程において、多様な視点や考え方を反映させるよう、男女が対等に参画することが、必要かつ望ましい姿です。

県内市町の市町議会における女性議員の占める割合は、令和元年度の調査で、本町は議員定数 8 名に対し、女性議員 3 名と 37.5%で県内 1 位となっています。

また、令和 2 年度内閣府男女共同参画局調査での、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等における女性の占める割合も 36.3%と高い数値となっていますが、地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会及び委員における女性の占める割合は 15.0%にとどまっており、女性自治会長数も令和 2 年 4 月 1 日現在で 0 となっています。

平成 31 年に実施した住民アンケートによる意識調査においては、男女が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などのあらゆる場面に積極的に参加していくために必要なこととして、「職場において家庭生活や地域活動に参加しやすい雰囲気をつくる」「労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで仕事以外の時間を多く持てるようにする」の必要性が上位を占めています。

これらのことから、職場や地域、行政等あらゆる分野での女性の意識を高めるとともに、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりや、政策等の立案及び決定過程への女性の積極的な参画を進めていくことが必要です。

政策等の立案及び方針決定の場への女性の参画について、当町の目標指数を次のように定めます。

数値目標名	実績数 (H20 年)	実績数 (H30 年)	実績数 (R2 年)	目標値 (R7 年)
町の委員会等における女性委員の割合 (地方自治法第 180 条の 5)	16.7%	15.0%	15.0%	40.0%
町の審議会等における女性委員の割合 (地方自治法第 202 条の 3)	15.5%	24.3%	36.3%	40.0%

具体的施策	主管課
1. 審議会・委員会等への女性参画の推進 ①女性委員のいない審議会・委員会等を解消するとともに、委員改選時に女性参画を促進し、女性委員の割合を高めるよう、女性の積極的な参画に努めます。	関係各課
2. 積極的改善措置（ポジティブアクション）※12 の働きかけ ①職場における女性の採用拡大や、やる気のある女性の管理職への登用等、積極的改善措置の周知及び取り組みへの働きかけを行います。	関係各課
3. 地域における女性リーダーの養成 ①男女共同参画を推進する女性リーダーの養成のための、学習会や研修会を開催します。また、当町における女性・男女共同参画ネットワーク設立支援に努めます。	企画政策課

重点課題（４） 国際協調のもとでの男女共同参画の推進

（現状と課題）

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、国際社会の動きと連動して進められてきました。「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に関する五つの基本理念の一つに、「国際協調」が掲げられています。

現在においても、世界ではテロをはじめ紛争が絶えません。テロや紛争、戦争は人権を脅かし侵害します。平和の確立なしでは、人権の保障や男女平等はありません。

人権の尊重や男女平等は日本人に限ったものではありません。世界の国に関心を持ち、異文化を理解し、性差別のみならず、人種差別をなくし、すべての人々がお互いに認め合い支え合うことが大切です。

さらに、情報社会の進展に伴い、世界が身近な存在となり、学校や社会においても外国人に触れる機会が多くなってきました。外国人と触れ合う機会が増える中、異文化を理解しながら相互に交流していくことが必要になってきています。

具体的施策	主管課
1. 国際的視野に立った男女共同参画の推進 ①男女共同参画に関する国際的な動きについての情報を収集し、町の施策に反映させ、その普及・啓発に努めます。 ②学校教育や社会教育を通じて、平和教育の一層の推進に努めます。	関係各課 教育委員会
2. 国際交流の推進 ①国や県が実施する国際交流事業や海外派遣事業等の情報を町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を通じて提供します。 ②A L Tなどによる学習支援の充実を図ります。	関係各課 教育委員会

基本目標 2. 教育の場における男女共同参画の推進

重点課題（1） 幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進

（現状と課題）

個人の価値観や、ライフスタイルが多様化した現代において、男女共同参画社会を形成するためには、男女共同参画社会に対する関心や理解、意識高揚を図る必要があります。

一人ひとりの意識を高め、男女が自立した一人の人間として、個性や能力を十分に発揮するためには、教育や学習の果たす役割が大変重要です。

住民アンケートによる意識調査においては、男女共に将来経済的に自立できるよう職業人としての教育や、生活に必要な技術を習得させる必要性を求める考えが、男女共

に 90%以上であり、性別にとらわれない、個性や能力を伸ばす教育の在り方が求められています。

特に、子どもの頃から男女平等と男女共同参画の意識を育むためには、幼児教育や学校教育における、人間形成の基礎となる時期の男女共同参画に関する保育・教育の推進が必要です。このことは、性別にとらわれない自分らしい生き方を選択する力を付けるとともに、男女共同参画について正しい考え方を身に付けた将来の社会を担う子どもたちを育成する上でも大切なことです。

また、現代社会の急激な情報化により、私たちを取り巻く環境も激変し、様々な物や情報で溢れています。このような物や情報の中には、子どもたちにとって好ましくない物や情報もあり、これらの影響は、性の低年齢化や 10 代の人工中絶の急増を引き起こす要因ともなっています。いのちを大切にし、自分の行動に責任を持ち、望ましい行動ができるように適正な性教育の充実を図ります。

加えて、「生」と「食」は密接な関係にあります。このことを踏まえて、望ましい食習慣・食の安全に関する情報提供や講演会・学習会等を実施し、食育の普及に努め、「いのち」と「食」の大切さの意識の啓発に努め食育の推進に力を注ぐ必要があります。

具体的施策	主管課
1. 男女共同参画の意識を高める幼児教育・学校教育の推進 ①幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努め、性別に偏らない教育の充実に努めます。 ②「人権・男女平等・平和」教育を推進し、お互いに協力し、認め合う意識の形成を図ります。 ③性教育を含め命の大切さや、自ら判断し望ましい行動がとれるよう児童・生徒の発達段階に応じて適正な教育を行います。また、食育の普及に努め、「いのち」と「食」の大切さの意識の啓発に努めます。 ④性別にとらわれず、能力や適性で主体的に進路選択できるなど、社会人としての自立を目指したキャリア教育を推進します。 2. 教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進 ①男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるため、教育関係者や保護者に対し、情報提供や研修会、講演会等の推進に努めます。 3. メディア・リテラシー教育の推進 ①インターネットや SNS などの利用時に、トラブルに巻き込まれないよう、安全な利活用の情報や学習機会の提供等を通して、メディア・リテラシーに関する啓発を行います。また、高度情報化に対応しながら、男女平等の人権の視点に立ち、適正なメディアの利活用のための学習機会の充実に努めます。	子育て・健康課 教育委員会 関係各課 教育委員会 教育委員会 企画政策課 関係各課 教育委員会

重点課題（2） 社会教育における男女共同参画の推進

（現状と課題）

社会教育においては、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、社会通念や慣習、しきたりの面で無意識のうちに性別によって固定的な役割が決まることが、世の中には数多くあり、社会教育を通して、相互理解のもと、男女がそれぞれの個性を発揮しながら、これらの固定的性別役割分担意識の見直しと解消を促し、男女平等・共同参画の意識を浸透していく必要があります。

具体的施策	主管課
1. 「人権・男女平等・平和」意識の啓発と促進 ①社会教育においても、「人権・男女平等・平和」意識の啓発促進に努め、性別や人種・民族に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。また、デートDV^{※13}などの暴力などに対して、若者や子どもを対象としたエンパワーメント等の推進に努め、固定的性別役割分担意識の見直しに繋がるよう世代や性別を超えた意識改革への働きかけの強化を図ります。	子育て・健康課 教育委員会

基本目標 3. 家庭生活の場における男女共同参画の推進

重点課題 (1) 家事・子育て・介護などにおける固定的性別役割分担意識の解消と支援の充実

(現状と課題)

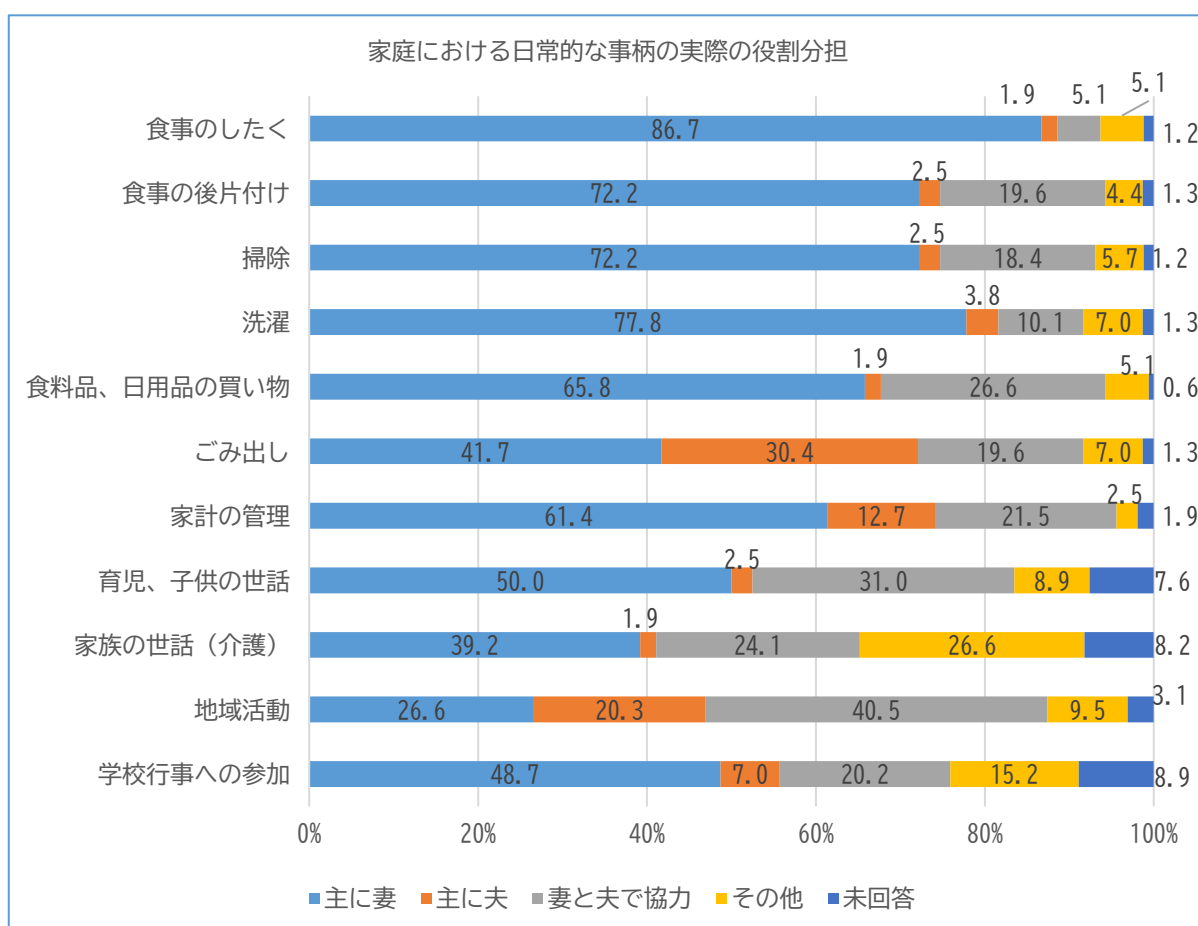
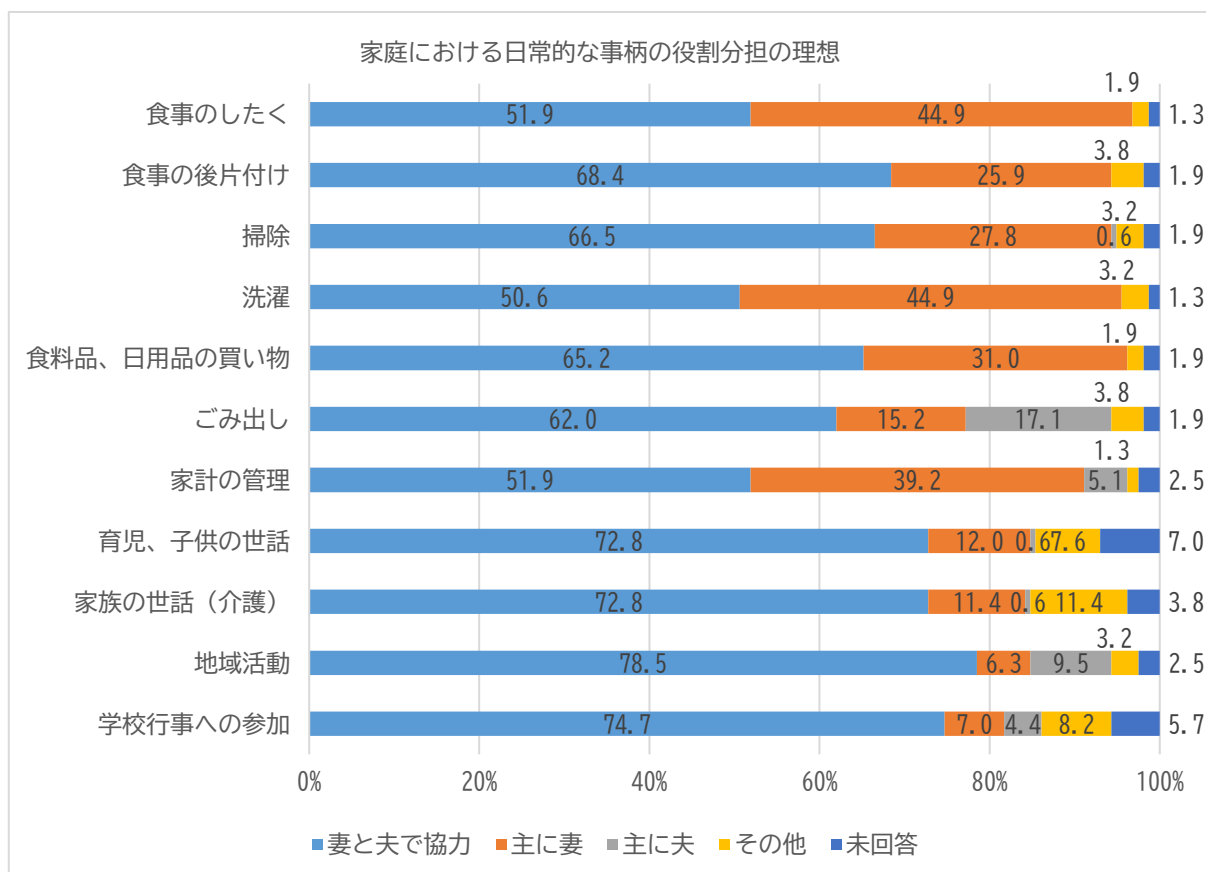
これまで家事や子育て、介護は、家庭の中で女性が行う仕事とされてきました。住民アンケートによる意識調査においては、夫婦で協力して行うという考え方に子育てや介護など家族の世話に関しては70%以上、また家事などにおいても約半数以上が肯定的な考えを持つ一方で、実際に協力して行っていると回答したのは、子育てにおいては約30%で、食事の後片付けや掃除、ごみ出しなどの家事については約20%が協力して行うと回答していますが、介護など家族の世話に関しては、約40%が妻が行っていると回答しており、理想と現実ではまだまだ差がある状態です。

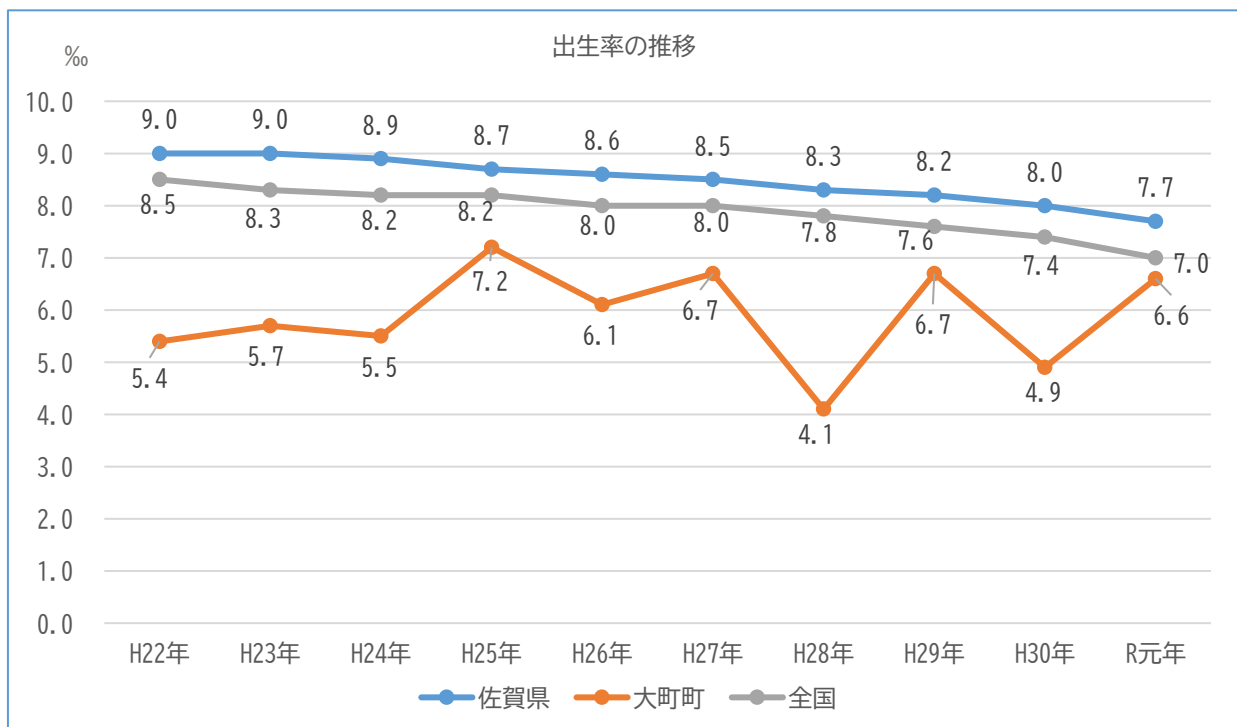
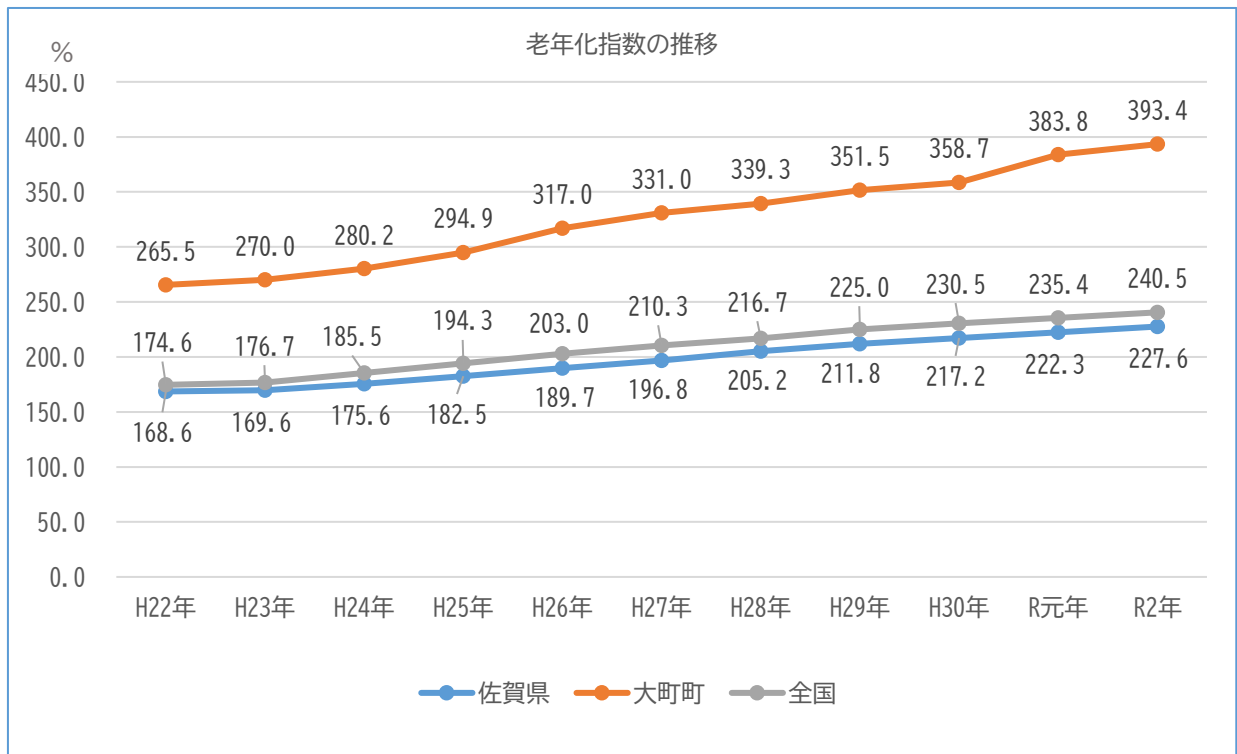
当町では、平成27年国勢調査において、夫65歳以上、妻60歳以上の高齢者夫婦世帯数及び、65歳以上の高齢単身者世帯数は町全世帯の約30%を占め、老年化指数^{※14}については330.6%で、全国の210.7%と佐賀県の197.5%を大きく上回り県内で最も高い水準となっており、高齢化が進んでいます。一方で、出生率^{※15}については、平成29年は全国7.6%、佐賀県8.2%（全国7位）で、当町が6.7%（県内17位）、平成30年は全国7.4%、佐賀県が8.0%（全国7位）で当町が4.9%（県内最下位）と依然として低い状況にあります。このように、少子高齢化が進むなかで、今後、さらに老夫婦のみやひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれるため、誰かが一人で介護をするのではなく、「家族みんなが介護を担うのが当然」という意識を広め、介護に関する情報を収集し、具体的な方法を知る努力をしていくことが重要であり、万一、自らが高齢期にひとり暮らしになっても、身辺自立ができることが必要です。

また、家事や子育てにおける役割分担に関しては、男女ともに協力して行うところも増えてきているようですが、まだまだ女性が行う割合が大きいのが現実です。家庭は小さな社会であり、家事・子育て・介護など男女を問わず家族全員で分担することは、男女平等・共同参画意識を育むことにも繋がります。

こうした状況を踏まえ、家庭生活における男女の固定的性別役割分担意識の解消のための広報活動や啓発、家庭教育に関する学習機会の充実に取り組み、女性のみならず、男性対象の講座を開催するなど意識改革を促します。

【男女共同参画に関するアンケート（平成 31 年 2 月実施）】





具体的施策	主管課
1. 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進 ①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、固定的性別役割分担を見直す意識の啓発を図ります。 ②家事・子育て・介護等、家庭内における固定的性別役割分担意識の見直しに繋がるような講座や学習会を開催し、世代や性別を超えた意識改革への働きかけ、特に男性の参加の強化に努めます。 2. 介護支援の充実 ①介護は性別に関係なく、家族全員、社会全体で担うという意識の啓発と介護予防事業の実施をより一層推進し、介護者の負担軽減を更に強化します。 3. 子育て支援の充実 ①親子交流事業を推進し、家事・子育て等の講座を実施するとともに、意識啓発や情報提供を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。また、企業や事業所に対し、男性の育児休業取得に関する制度や情報を提供し、男性の育児休業取得の促進に努めます。	企画政策課 関係各課 福 祉 課 関係各課

重点課題（２）多様な形態の家庭への支援

（現状と課題）

核家族化と少子化の進行、長時間労働の恒常化、女性の社会進出の増加などに加え、離婚の増加により、母子や父子などひとり親家庭の育児の問題は重要な課題となっています。

また、非正規雇用等の増大による男女の働き方が変化している今日、どのような家庭環境にあっても、子どもが安全で健やかに過ごせる保育環境の整備やサービスの充実が求められています。

具体的施策	主管課
１．放課後児童対策の実施 ①昼間、家庭に保護者が不在の児童（小学部１年生～６年生）に対する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の充実を図ります。	子育て・健康課
２．生活安定と自立支援体制の整備 ②医療費の助成や各種貸付金及び講習会等の周知、情報提供による就労支援や相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等の生活の安定と総合的な自立支援体制の整備の促進に努めます。	子育て・健康課

重点課題（３） 家庭内における暴力の根絶

（現状と課題）

ドメスティック・バイオレンス（以下、「ＤＶ」といいます。）とは、夫婦やパートナー間で行われる暴力のことで、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力や性的暴力もＤＶに含まれます。ＤＶは心身を傷つけ、人権を著しく侵害する決して許されない行為です。

その一方で、配偶者等からの暴力やストーカー行為（つきまとい行為）※¹⁶は、被害を受けている本人でさえ、被害者として認識することが難しいのが現状です。このことに加え、被害者が関係機関のみならず身近な人に相談することすら抵抗感を持つ人が多く、被害の実態が潜在化してしまうことも多いのが現実です。

また、夫婦間等での暴力のある家庭では、子どもへの暴力を伴うことが多く、暴力を目にすること自体が子どもへの精神的虐待になります。

加えて、インターネットや SNS などの普及による高度情報化社会のなかで、間違った性の情報の氾濫による、望まない妊娠や、若年層（１０代）の出産による幼児・児童虐待も増加しています。更に、若い世代においてはデートＤＶが問題にもなっており、将来のＤＶ被害者や、加害者の発生を防止するための教育や取り組みが必要です。

行政と地域社会及び、関係機関が連携して、被害者やその子どもを保護する体制の充実と強化を図り、家庭内におけるあらゆる暴力の根絶に努めます。

具体的施策	主管課
1. 男女の人権を守る体制づくり ①DVやセクシュアル・ハラスメント※17、児童虐待防止など、一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が促進されるよう意識の啓発を推進します。 ②将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代にDV防止のための教育を推進します。 ③乳幼児健診等の中で、子育ての不安や子育てに困難を抱く親の発見に努め、学校・保育所・児童相談所との連携を強化し、相談を受け止め対応することによって虐待の防止を図ります。	関係各課 関係各課 関係各課
2. 配偶者からの暴力に対して安心して相談できる体制づくり ①いつでも安心して相談できる体制を整備した相談窓口の設置に努めるとともに、継続した支援に努めます。 ②被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者支援マニュアル」や「DV共通相談シート」を活用することにより、情報の共有や二次被害の防止に努めます。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。 ③町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用し、民間の相談機関や配偶者暴力支援センターなどDV相談機関についての周知や、個人の尊重を傷つける暴力は許さないという意識啓発活動を積極的に行います。	子育て・健康課 関係各課 企画政策課

基本目標 4. 就労の場における男女共同参画の推進

重点課題（1） 農林業及び商工業など自営業における男女共同参画の推進

（現状と課題）

平成 27 年国勢調査によると、平成 27 年 10 月 1 日現在で当町における 15 歳以上の就業者総数 2,948 人のうち、自営業に従事している人は 475 人で全体の約 16%を占めています。

農林業や商工業などの自営業に従事する女性もまた、家事や子育て・介護と仕事の負担を担っている一方で、就労条件や待遇などは不明確であるのが現状です。

こうした状況を解消するため、農林業や商工業など自営業に従事する女性の労働条件の改善や、男女が対等なパートナーとして仕事を営むことができるよう、また、事業の方針決定に女性が積極的に参加できるよう意識啓発と環境の整備に努める必要があります。

具体的施策	主管課
1. 自営業における男女共同参画の意識啓発の促進 ①女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や、女性のエンパワーメントを目的とした学習会を開催し、女性リーダーや女性企業家の更なる育成に努めます。 ②県などが実施する女性リーダー育成の研修会等の情報提供を行います。	農林建設課 企画政策課 企画政策課
2. 労働条件改善のための環境整備の推進 ①農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことがないように、家族経営協定 ^{※18} の締結を強化し、労働条件が改善されるよう推進します。 ②町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用し、女性の労働条件の改善に関する情報を提供します。	農林建設課 農業委員会 企画政策課
3. 女性農業委員の複数確保 ①女性の農業従事者の視点より、各種政策等の立案及び方針決定を促し、農業経営に多様な価値観をもたらすため、農業委員会における女性農業委員の複数確保に努めます。	農林建設課 農業委員会

重点課題（2） 男女がともに働きやすい環境づくり

（現状と課題）

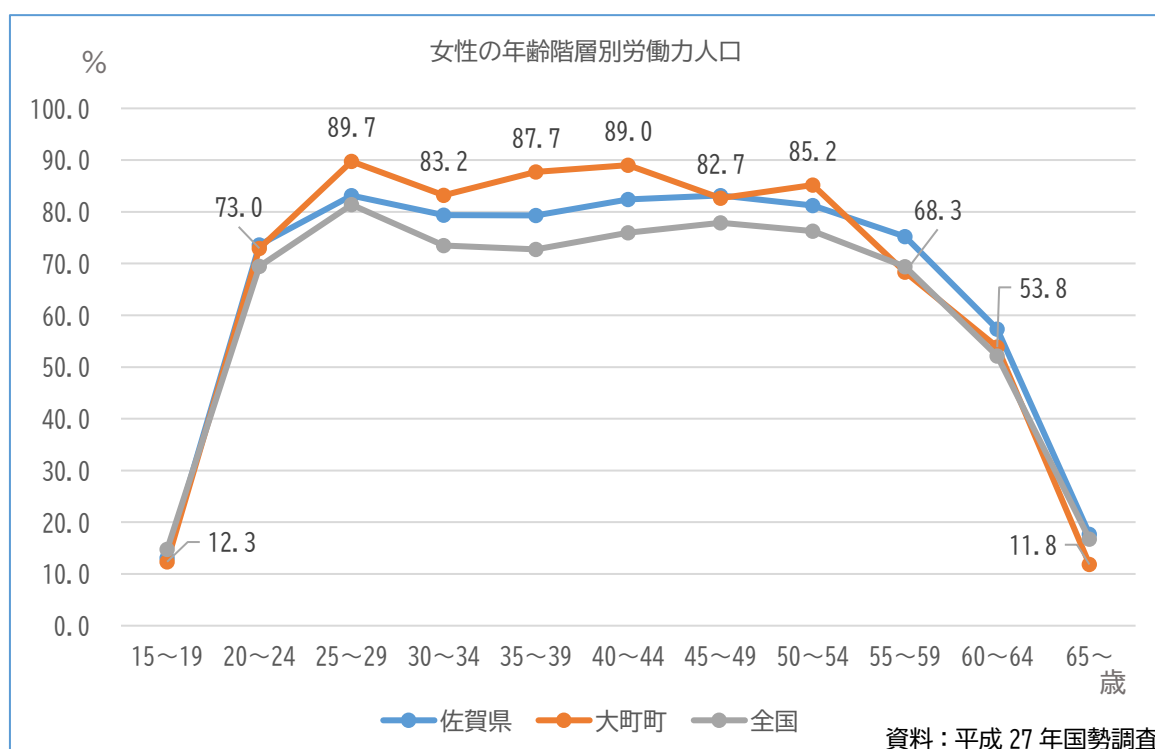
少子高齢化による人口減少社会が進む中、将来的な労働力不足を回避するためには、女性の就労の支援と環境の整備が必要となってきます。日本の女性の年齢階層別労働力人口をみると、30～39歳の部分が落ち込むなど、いわゆる「M字カーブ^{※19}」を描いており、これは、一旦就業した女性が結婚・出産・育児を経て再び労働市場に戻るライフコースを示していると考えられ、また、女性は結婚・出産・子育てといった年代層で、就労を希望しても継続できない、あるいは子育てと仕事の両立ができない環境にあるといった社会状況であるということも考えられます。

女性の雇用及び就労の分野においては、1986年（昭和61年）男女雇用機会均等法の施行から、二度の法改正を経て改善されていますが、依然として、賃金や昇進等での男女間の格差や、男女差別の慣例の解消には至っていません。また、住民アンケート調査においては、職場における男女平等意識については、男性の54.3%と女性の55.8%が「男性の方が優遇されている」と感じている一方、男性の35.8%と女性の27.1%が「平等である」と感じているという結果になっています。

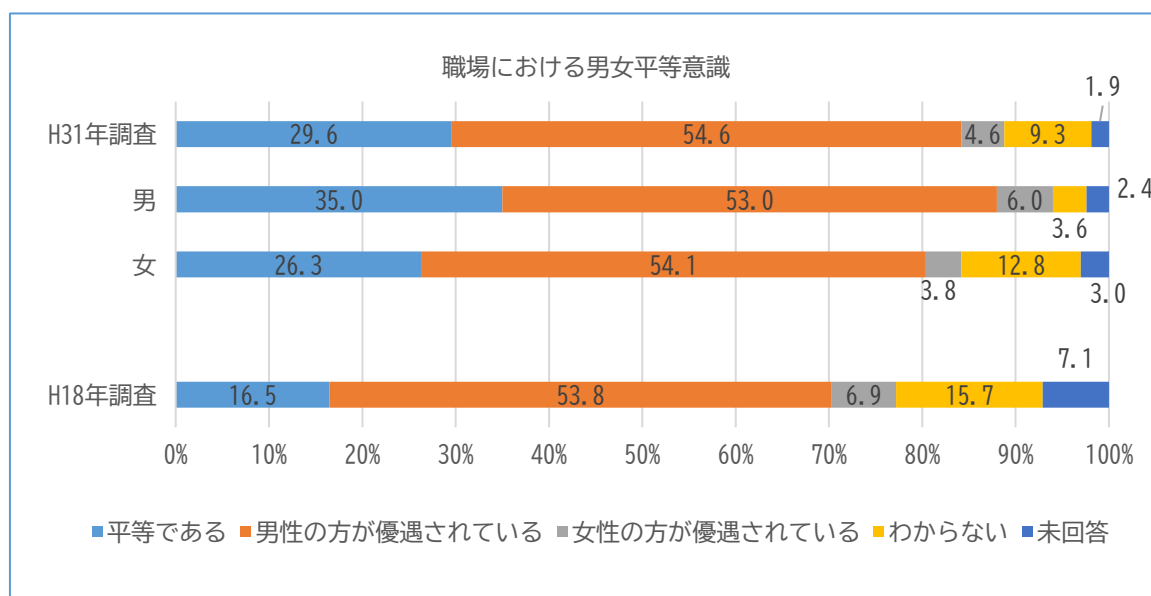
雇用の分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って暮らせる社会を推進することは、「男女共同参画社会基本法」の重要な柱であり、女性が働く場で積極的に活躍することは、企業運営に多様な価値観をもたらし、長期労働や働き方の見直しなど、男性にとっても働きやすい環境を整えることに繋がります。

これらの格差解消のためには、まず、雇用者や管理者に対する意識改革の啓発が必要であるとともに、職場全体で女性が仕事を続けるために必要な環境の整備、男性の育児休業取得の促進と環境整備を含め、仕事と生活のバランスが取れる環境づくり（ワーク・ライフ・バランス※²⁰のとれた環境）の整備が求められます。

また、女性の職業生活における活躍を推進するため、平成 27 年に女性活躍推進法が制定され、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮するため、希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいく必要があります。



【男女共同参画に関するアンケート（平成 31 年 2 月実施）】



具体的施策	主管課
1. 職場における男女平等と雇用機会均等の意識啓発の促進 ①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、職場における固定的性別役割分担意識の解消への啓発や労働に関する法制度などの情報提供を行うとともに、町内の企業に対し制度の啓発パンフレット等の配布を行い意識改革の促進に努めます。 ②事業主が、男女間の格差を改善するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組むために必要な情報提供に努めます。 ③町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、パートタイム労働に関する法律などの情報提供を行い労働条件の向上に努めます。 2. 女性の就労・能力開発のための支援 ①女性のエンパワーメントのための、学習機会や情報を提供します。また、出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように、情報を提供します。 3. ワーク・ライフ・バランスのとれた環境整備の促進 ①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、町内の企業への働きかけを促進します。 ②町内の企業に対し、労働時間等設定改善法※²¹に基づく労働時間短縮や、男性の育児休業取得が図られるよう普及・啓発に努めます。 また、女性管理職の登用に向けた意識改革を推進するよう啓発に努めます。 ③家事・子育て・介護における支援制度の周知と、固定的性別役割分担意識の解消を図り、男性の参画に向けて啓発事業を行います。 ④多様なライフスタイルに対応した、保育サービスの充実など、子育て支援策の充実に努めます。	企画政策課 企画政策課 企画政策課 企画政策課 企画政策課 企画政策課 子育て・健康課 企画政策課 子育て・健康課

重点課題（3） 職場における暴力の根絶

（現状と課題）

職場でのセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やパワー・ハラスメント^{※22}（権力や地位を利用した嫌がらせ）、モラル・ハラスメント^{※23}（精神的な暴力・嫌がらせ）、ストーカー行為（つきまとい行為）は、被害を受けた男女に対する人権侵害であるばかりか、職場でのいじめ、精神疾患、退職、自殺といったケースにつながるなど深刻な問題となっています。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ストーカー行為が人権侵害であること、また、職場全体がそれを防止する責務を負っていることを理解し、男女を問わず、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる安全で快適な職場環境をつくる必要があります。

具体的施策	主管課
1. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ストーカー行為の防止の推進 ①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ストーカー行為防止に向けた啓発活動を行います。 ②対応策や相談窓口についての情報提供、防止のための啓発に努めます。	総務課 企画政策課 総務課 企画政策課
2. 相談体制の整備の促進 ①町職員へ専門知識取得のための研修会を実施し、相談窓口と体制の整備を図ります。	総務課 企画政策課

基本目標 5. 地域社会における男女共同参画の推進

重点課題（1） 性別による固定的役割分担意識の解消

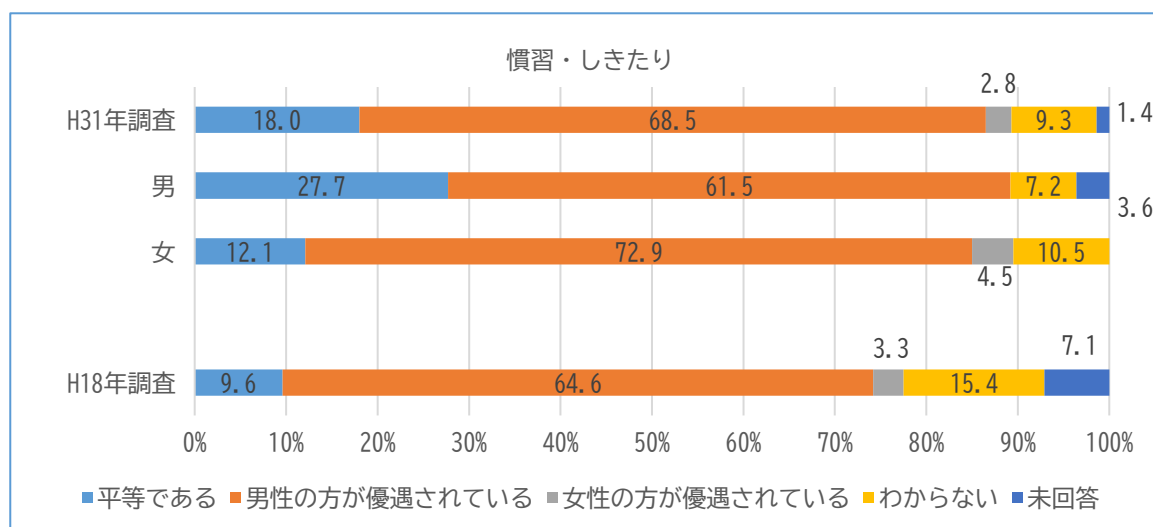
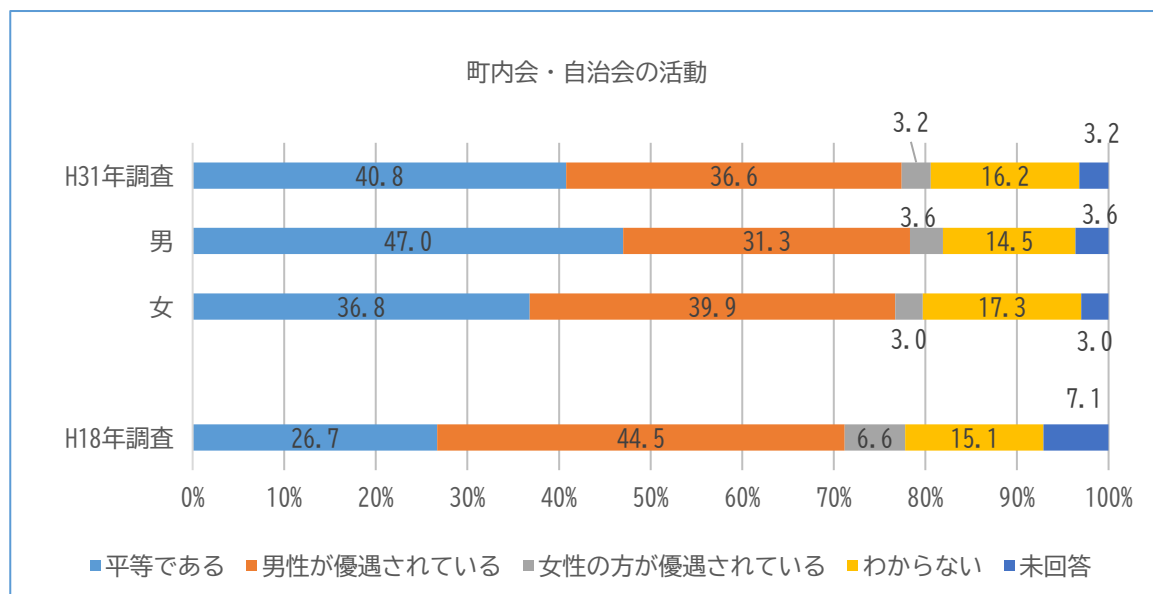
（現状と課題）

住民アンケート意識調査では、町内会・自治会での男女の地位は、男性の 32.5%、女性の 41.1%が男性の方が優遇されていると感じており、平等であるという意識は、男性の 48.8%に対し、女性は 38.0%となっています。また、慣習やしきたりにおいては、男性の 63.8%と女性の 72.9%が男性の方が優遇されていると感じている一方、平等だと感じているのは、男性が 28.8%、女性が 12.0%にとどまっています。

以前に比べて意識の変化はあるものの、地域社会における慣行・行事において、女性は男性の補助的な存在としての固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性

のやる気と尊厳を損なっています。一人ひとりが個性や能力を発揮して、活力ある地域社会を築くには、こうした固定的性別役割分担意識をなくし、男女の性別を問わず、地域社会に参画・協力し合える地域社会づくりが必要です。

【男女共同参画に関するアンケート（平成 31 年 2 月実施）】



具体的施策	主管課
1. 固定的性別役割分担意識の解消の促進 ①性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を発揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。	企画政策課

重点課題（２） 地域活動における男女共同参画の推進

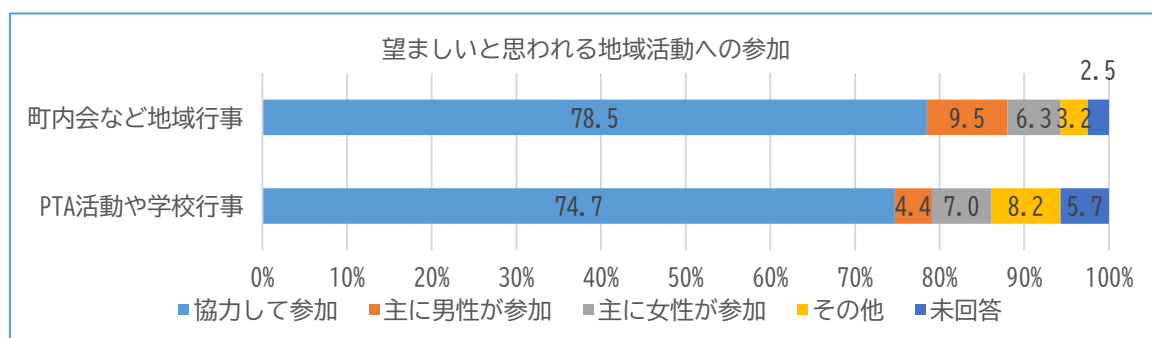
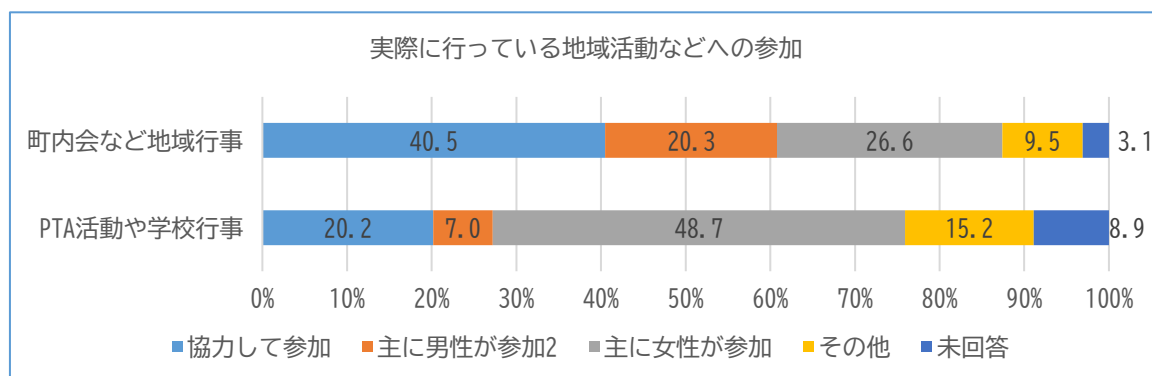
（現状と課題）

住民アンケート意識調査によると、地域行事や学校行事への参加に関して、お互い協力して参加することが望ましいという回答が男女ともに約7割以上を占めていますが、現実的には、地域行事などに参加しているのは男性が20.3%、女性が26.6%で、お互いに協力して参加しているのは40.5%となり、学校行事などにおいては男性の7.0%に対し女性が48.7%参加し、協力して参加しているのは20.2%となっています。

年齢や性別に関わらず、地域活動やボランティアに家族で参加することは、男女共同参画社会基本法の基本理念である男女平等・共同感を持った子どもの育成にもつながります。

また、核家族の増加や地域社会との係わりが希薄になった今日において、子育てや介護に対する不安や孤独による虐待防止のためにも、不安や孤独を取り除き、地域で支えるための仕組みや組織づくりの必要性が求められています。

【男女共同参画に関するアンケート（平成31年2月実施）】



具体的施策	主管課
1. 女性リーダーの育成 ①地域活動に女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、地域女性リーダー研修や学習会を実施し、地域役員等において女性が躍進できるよう啓発活動に努めます。 2. 家族での地域社会への活動参加の促進 ①家族全員が地域社会の活動に参加し、協力する意識の啓発と促進に努めます。 3. 地域での子育て、介護支援の推進 ①子育て中の親子の交流や、子育て、介護の悩みを相談できるよう地域の人材を活用した交流や、環境づくりを促進します。 ②育児支援者や、子育て・介護支援ボランティアの養成に努めます。 ③犯罪や事故などから子どもたちを守るための組織の仕組みづくりに努め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上を図ります。 ④小学生の居場所づくりを推進するため、学校、地域、行政の連携のもと、放課後の子どもの居場所づくりを進めるための体制づくりの充実を図ります。 4. 地域おこし、まちづくり、観光の推進 ①地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 ②地域おこし、まちづくり、観光に関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会の確保に努めます。	総務課 企画政策課 企画政策課 関係各課 関係各課 総務課 教育委員会 子育て・健康課 企画政策課 企画政策課

基本目標 6. 健康で安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

重点課題（1） 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

（現状と課題）

高齢者や障がいのある人にとって、自立した生活を送り、生き生きと安心・安全に暮らせるということは、すべての人が男女共同参画を推進していこうとするなかにおいて重要なことです。

当町においては、今後も一層少子高齢化が進むと予想されます。高齢者が心身ともに健康で生活するためには、本人が主体となり積極的に社会に出て、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが必要であり、それに加えて障がいのある人たちもまた、経済面や生活面での十分な支援のもとに、安心して安全に暮らせる環境づくりが必要です。

また、介護保険制度や自立支援制度などの公的サービスなどを有効利用しながら、男女を問わず、家族全員が介護を担っていくという認識が大切です。

さらに、介護を受ける高齢者や障がいのある人に対する虐待防止のため、介護者への社会保障や介護支援制度などの周知徹底や心のケアへの取組みも重要な課題です。

具体的施策	主管課
1. 介護を支援し、虐待を予防する環境整備の推進	
①介護者が孤立することのないよう、介護に関する総合的な相談体制を整備し、こころのケアの支援を図ります。	福祉課
②介護予防の情報提供や健康づくりなど、高齢者の自立支援の機会の提供に努めます。	福祉課
③社会保障制度や介護支援の情報提供を行い、介護者の経済的精神的負担の軽減を図り虐待防止に努めます。	福祉課
④高齢者・障がいのある人の虐待被害者の早期発見と相談体制を強化します。	福祉課
2. 高齢者・障がいのある人の社会参画に関する支援	
①高齢者・障がいのある人が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう社会参画の機会の提供を図ります。	福祉課
②公共施設、集客施設などのユニバーサルデザイン※ ²⁴ 化を促進します。	関係各課

重点課題（２） 安心・安全な環境づくり

（現状と課題）

幼児や小学校低学年生の誘拐殺害事件が後を絶たなくなり、子どもを取り巻く環境が悪化し、安心して子どもが外で遊べない不安な世の中になっています。

力の弱い幼児や児童を狙った犯罪は決して許されるものではなく、地域社会全体で子どもを守る環境の整備に努めなければなりません。

加えて、地震や地球温暖化に端を発すると思われる異常気象による自然災害も全国各地で発生しています。災害発生の被災時には、増大した家庭的責任は女性に集中するなどの問題が明らかになっています。防災・復興対策は男女のニーズの違いを把握して進める必要があります、性別・年齢の区別なく男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立する必要があります。

これらのことを重点に置き、誰もが安心・安全に暮らせる男女共同参画社会の環境づくりの整備に努めます。

具体的施策	主管課
１．地域・学校・行政が連携して子どもを守る環境の強化と整備の促進	
①児童・生徒の登下校中の安全を守るために、交通安全指導員や地域ボランティアによる安全巡回の促進に努めます。	総務課
②通学道路沿いに「こども１１０番」の家の設置を推進します。	総務課
③児童・生徒の集団登下校の促進に努めます。	教育委員会
２．男女のニーズの違いを考慮した防災対策の推進	
①防災に関する政策・方針決定過程での男女の考え方を反映させる防災対策の推進に努めます。	総務課
②防災教育及び応急手当指導等、女性消防団員等への活躍が期待されているため、女性消防団員の促進を図り、婦人消防協力隊との連携強化に努めます。	総務課
③災害時の被災者支援における男女のニーズの違いや、あらゆる世代に対して配慮がなされるよう、男女共同参画や支援が必要な人の視点に立った災害対策を行います。	関係各課

重点課題（３） 生涯を通じた健康づくり

（現状と課題）

男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って尊重し合い生きていくことは、男女共同参画を推進していくうえで重要なことです。男女の生涯にわたる心身の健康を維持するためには、情報や学習機会の提供、相談体制の充実、健康支援として、年齢やライフステージに応じた健康対策を推進する必要があります。

特に女性は妊娠や出産等、男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、生涯を通じて自らの性と心身の健康について主体的に管理し、生き方を自己決定できるよう男女の性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※25の啓発に努めます。また、男性についても特有の疾病にかかる危険性があることから、こうした問題の重要性について十分理解し、認識を深めるとともに各種健診の受診勧奨を行うことが大切です。

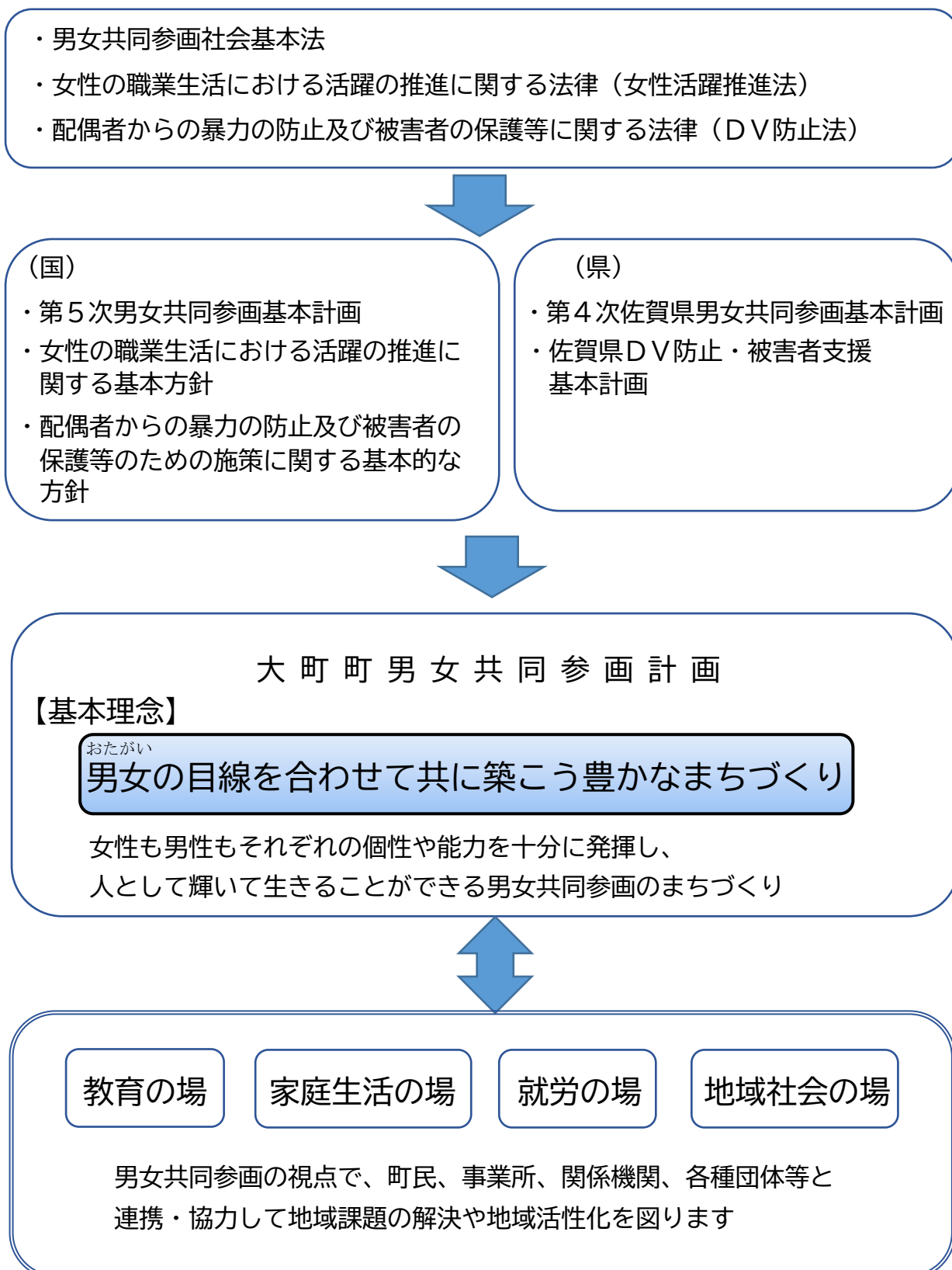
また、高度情報通信化が急速に進展する中、無責任に提供される性の情報等により、正しい知識を持たない年代の性交渉に対する意識が安易にあおられ、加えて、それに伴うリスクも軽視されがちになっています。その結果、女性にとって不妊症の原因ともなる性感染症や、人工妊娠中絶の増加、HIV※26感染者が低年齢化する一方で、親が我が子をその対象として認識できず、性教育への取り組みに消極的であることが問題となっています。これらの問題に対しては、男女がともに、性に関する正しい理解を深めるための、発達段階に応じた正しい性教育の充実を図る必要があります。加えて、体に大きな影響をもたらす喫煙や飲酒、薬物乱用問題等についても、正しい知識を身に付けるよう啓発活動を図るとともに予防対策を推進する必要があります。

さらに、高齢になっても心身ともに元気で暮らせるように、生涯を通じた健康づくりと、高齢者の様々な活動の機会による生きがいづくりができる社会を目指します。

具体的施策	主管課
1. 性と生殖の健康・権利の意識の啓発 ①性と生殖の健康・権利の意識を浸透させ、男女が自ら身体を大切にする意識の啓発を行います。	子育て・健康課 企画政策課
2. 性教育と性感染症及びエイズ（AIDS）※27教育の推進 ①男女がともに、お互いの性を尊重し、正しい理解に基づいて行動できるよう適正な性教育並びに性感染症及びエイズに関する学習機会の充実に努めます。	子育て・健康課 教育委員会
3. 妊娠・出産期における健康支援の推進 ①妊娠・出産期における健康指導や健康相談の充実を図ります。	子育て・健康課
4. 生涯にわたる心身の健康維持・増進の推進 ①各種検診を実施し、病気の早期発見を図るとともに、町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を利用した健康維持に関する情報の提供に努めます。 ②健康相談を実施し、子どもから大人まで健康に関する相談を受け付け、心身の健康維持に努めます。 ③薬物乱用、アルコール依存症、喫煙による健康被害防止に関する啓発の推進に努めます。 ④男女の生涯を通じた健康の重要性や、お互いの健康に関わる問題について知識を深めるための啓発活動の推進に努めます。 ⑤男女がともに快適な生活を送るため、心身の健康維持に努め、スポーツやサークル活動の推進に努めます。	子育て・健康課 企画政策課 子育て・健康課 子育て・健康課 子育て・健康課 教育委員会

第4章 計画の推進に向けて

計画の推進に向けてのイメージ



用 語 解 説

用 語		解 説
※1	参画	「参加」は仲間に加わることですが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画立案や決定にも自らの意思に関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担うという主体的かつ積極的な参加をいいます。
※2	D V	ドメスティック・バイオレンスの略で、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれます。
※3	女性活躍推進法	平成 27 年 9 月に公布された、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律のことです。
※4	メディア・リテラシー（情報識別・選択能力）	情報メディアを主体的に読み解いて、その真偽を見抜き、必要な情報を引き出し活用する能力のことをいいます。
※5	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けてしまう考え方のことです。
※6	ジェンダー	その国、地域、時代によって社会的・文化的に作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を、生物学的な性別と区別して社会的性別（ジェンダー）といい、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の根本となっています。
※7	性的マイノリティ（性的少数派）	体の性別と心の性別が一致しないと感じる人や、同じ性別の人のみを恋愛対象とする人、同じ性別の人と自分とは反対の性別の人をいずれも恋愛対象とする人のことをいいます。
※8	L G B T	Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）、Gay（ゲイ：男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：身体の性は男性でも心の性は女性というように身体の性と心の性が一致しないため身体の性に違和感を持つ人）の頭文字をとった単語で、性的マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつです。
※9	エンパワーメント	個人や集団が責任を持った社会の構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できる能力を身につけ、その能力を発揮し、行動していくことをいいます。

	用 語	解 説
※10	SNS	ソーシャルネットワーキングサービスの略で、社会的（ソーシャル）な繋がり（ネットワーク）を提供するサービスのことをいい、パソコンやスマートフォンなどでインターネットを通じて人間関係が構築でき、特に情報の発信・共有・拡散といった機能が特徴的です。
※11	性の商品化	女性の性を「モノ」と化し、それに商品価値を与えること、売ることをいいます。
※12	積極的改善措置（ポジティブアクション）	社会のさまざまな分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、一定の範囲で男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。この方策の一つとして「クォーター制」があり、「割り当て制」ともいわれ、選挙の立候補者や国の審議会の人数などで、男女の比率を隔たりがないように定める方法のことをいいます。
※13	デートDV	高校生や大学生、若者の間の交際相手への暴力のことで、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」は、大人のDVとほとんど変わりません。
※14	老年化指数	15歳未満の人口に対する65歳以上人口の比率
※15	出生率	一つの人口集団が子どもを産む力を出生力といい、出生率は出生力を測定する指数です。普通出生率は人口1000人に対する1年間の出生数の比率で、パーミル（‰）で表示します。
※16	ストーカー行為（つきまとい行為）	ストーカーとは特定の他者に対して執拗につきまとう行為を行う人物のことをいい、ストーカー行為とは、典型的には特定の異性に対して好意または怨念を抱き、待ち伏せ、尾行、メール、電話などの行為を執拗に繰り返す行為をいいます。
※17	セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせのこと。性的な言動を行い相手の心を傷つけたり、不快感を与えたりし、職場でのセクシュアル・ハラスメントは、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与え、また、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることとし、「改正男女雇用機会均等法」の中で事業主の配慮義務を定めています。暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様です。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、卑猥な写真の掲示など様々なものが含まれます。
※18	家族経営協定	家族農業経営をより良いものにするために、労働時間、労働報酬、休日等について家族間の十分な話し合いに基づき、文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。また、経営面と合わせて、生活面での役割分担等、必要な項目について自由に取り決めができます。

	用 語	解 説
※19	M字カーブ	日本における女性の年齢階級別労働率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線のことをいい、出産・育児期にあたる30歳代で就職率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映しています。
※20	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこととといいます。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として、近年重要視されています。
※21	労働時間等設定改善法	労働者が能力を有効に発揮し、労働者の健康で充実した生活の実現と経済の発展を目的に企業に対して労働時間の設定の改善を求める法律です。
※22	パワー・ハラスメント（パワハラ）	職場において、職務上の地位や権力を利用して行う嫌がらせやいじめのことをいい、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行うことにより、その人の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えます。
※23	モラル・ハラスメント	倫理や道徳に反した精神的な暴力・嫌がらせのこと。
※24	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違いや、老若男女といった差異、障害の有無を問わずに、誰もが利用することができる施設・製品・情報のデザイン。
※25	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	平成6年（1994）のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方。ここでいう健康とは、単に病気でないことではなく男女ともに身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどについて、特に当事者である女性が選択し、自ら決定する権利のことをいいます。
※26	H I V	Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）の頭文字をとったもので、1983年に発見されました。このウイルスが、白血球の一種であるリンパ球を破壊し、免疫不全をひき起こします。いわゆるエイズウイルスのことです。
※27	エイズ（AIDS）	HIV（ヒト免疫不全ウイルス＝human immunodeficiency virus）の感染によるウイルス感染症で、免疫不全を起こし、日和見感染（ひよりみかんせん）や悪性腫瘍（しゅよう）などを発症してくる症候群を指します。

大町町 D V 被害者支援基本計画

大町町 D V 被害者支援基本計画

【計画の目的】

ドメスティック・バイオレンス（D V）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）など、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。多くは身体的、精神的、性的、経済的、何種類かの暴力が重なって起こっています。内閣府が平成 30 年（2018）年 3 月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約 3 人に 1 人（31.3%）、男性の 5 人に 1 人（19.9%）は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の 7 人に 1 人（13.8%）は何度も受けているとあります。そのうち、女性の約 6 割（57.6%）は相談しているが、男性の約 7 割（69.5%）はどこにも相談していないという結果が出ています。また、交際相手からの被害経験では、女性の約 5 人に 1 人（21.4%）、男性の 9 人に 1 人（11.5%）が被害を受けたと回答があり、そのうちの女性の約 4 割、男性の半数はどこにも相談していないという結果が出ています。

国においては、平成 13 年（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定以後、D V の防止と被害者の支援にむけて、さまざまな取り組みが進められています。

また、平成 20 年 1 月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 113 号）（以下「D V 防止法」という。）が施行され、市町基本計画の策定及び市町支援センターの設置を努力義務とする内容等が規定されました。

大町町では、男女共同参画推進の中で、この計画に基づき総合的かつ計画的に D V 対策の充実、強化を図ります。

【計画の位置づけ】

- (1) この計画は、D V 防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく基本計画です。
- (2) この計画は、D V 防止法第 2 条の 2 第 1 項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第 2 条の 3 第 1 項に基づく「佐賀県 D V 被害者支援基本計画」の内容を勘案して策定しました。

【計画期間】

この計画の計画期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。ただし、基本計画が改定された場合及びこの計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

【計画の基本的な視点】

- (1) ＤＶは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、どんな理由があっても決して許されないという認識に立ちます。
- (2) ＤＶの特徴や被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めます。
- (3) ＤＶが行われている家庭の親族、特に子どもも被害者です。
- (4) 大町町はＤＶ対策を県や関係機関と連携して取り組みを行います。

【ＤＶ対策計画の体系】

大町町におけるＤＶ対策の整備推進

- １． 男女の人権を守る体制づくり
- ２． 配偶者からの暴力に対して安心して相談できる体制づくり
- ３． 配偶者からの暴力に対して安心・安全な保護を受けられる体制づくり
- ４． 配偶者からの暴力に対して被害者の自立を支える体制づくり

1. 男女の人権を守る体制づくり

【施 策】

①DV防止の啓発

女性の人権についての啓発

女性の人権が尊重され、基本的人権として、侵しえないものであるという考え方の周知・啓発を推進します。

②セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止の啓発

セクシュアル・ハラスメントは、人権を侵害する行為であり、防止に向けて啓発を推進します。

③若い世代に対するDV防止教育の推進

将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代にDV防止のための教育を推進します。

④児童虐待防止対策の推進

(1) 子どもの人権についての啓発の充実

子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が促進されるよう、子どもの人権について啓発を促進します。

(2) 地域で見守る体制づくりの推進

乳幼児健診等の中で、子育ての不安や子育てに困難を抱く親の発見に努め、学校・保育所・児童相談所との連携を強化し、相談を受け止め対応することによって虐待の防止を図ります。

2. 配偶者からの暴力に対して安心して相談できる体制づくり

【施 策】

①被害者の相談窓口の設置

被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できる体制を整備した相談窓口の設置に努めるとともに、継続した支援に努めます。また、町が設置する適切な施設を活用した配偶者暴力相談支援センターの設置について、検討を図ります。

②庁舎内の連携

被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」を活用することにより、情報の共有化や二次被害の防止に努めます。

③警察への通報体制の整備と情報管理

加害者が被害者を探して、町を訪問した場合に備えて、警察に迅速に通報できるような体制の整備を図ります。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。

④苦情処理の対応

町は、被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、説明を行います。

⑤町の広報誌による相談機関の掲載・広報活動

多様な方法による広報を活用し、個人の人権を傷つける暴力は許さないという意識啓発活動を積極的に行います。

3. 配偶者からの暴力に対して安心・安全な保護を受けられる体制づくり

【施策】

①DV被害の通報体制の整備

DV被害を発見しやすい立場にある介護支援員、民生児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。

（被害者の保護と安全な避難のための関係機関の連携強化）

②一時的な避難場所の確保

被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関と連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護所までの同行支援ができるよう体制の整備を図ります。

保護された被害者が、医療機関で受診する場合には、加害者に発見されないよう診察時間や待合場所などに配慮するよう医療機関に働きかけます。また、自ら医療機関を受診した被害者に、配偶者暴力相談支援センター等の情報を伝え、必要により一時保護など、円滑な支援を行うよう医療機関等への協力を求めます。

4. 配偶者からの暴力に対して被害者の自立を支える体制づくり

【施 策】

①被害者の自立を支援する環境整備（生活支援）

生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。

また、町営住宅へのDV被害者の優先入居の検討を進めていきます。

②自立のための心とからだのケアの充実

心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、継続した相談、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。

③被害者が同伴する子どもへの支援体制の整備

(1) 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備

妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します。

(2) 子どもの就学・保育等の受入体制の整備

転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。

また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。

(3) 接近禁止命令への対応

被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合には、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。

第2次大町町男女共同参画計画

令和3年3月

発行 佐賀県 大町町

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地

TEL:0952-82-3111(代表) FAX:0952-82-3117